



自動車リサイクル法

使用済み自動車のリサイクルシステムの構築を目指す「使用済み自動車の再資源化等に関する法律（以下、自動車リサイクル法）」が本年7月に成立し、リサイクルの一層の促進が期待されています。自動車リサイクル法とは、使用済み自動車から排出されるフロンやエアバック、破碎くず（シュレッダーダスト）の引取・リサイクルを自動車メーカー等に義務づけること、解体業者等に許可制度を導入し、適正な処理とマニフェスト（管理票）による管理を義務づけること、リサイクル料金の設定を各メーカーに委ね、ユーザーに購入時点で廃車時のリサイクル料を負担させること(注)等を定めた法律で、2004年度中には施行される見込みです。

この法律が導入される背景には、国内の廃棄物問題やリサイクルシステムの行き詰まりへの早急な対応が必要となってきたことが挙げられます。つまり、使用済み自動車は再利用可能な金属・部品が多く、一応リサイクルシステムは確立されているものの、現状のリサイクル率は75～80%程度に止まり、残りはシュレッダーダストとして埋立処理されています。しかし、最終処分場の容量に限りがあることからリサイクル率の向上を図り、シュレッダーダストの発生を抑制することが求められています。また、鉄スクラップ価格の低迷等によりユーザーから処分費用を徴求する逆有償化が進展しており費用負担を嫌うユーザーによる不法投棄が増加していること、リサイクルの処理過程が不透明であることから悪質な業者が存在していること、等従来のリサイクルシステムは機能不全に陥りつつあり、リサイクル法が公的関与によるリサイクルシステムの再構築、適正運用を行うものとして期待されています。

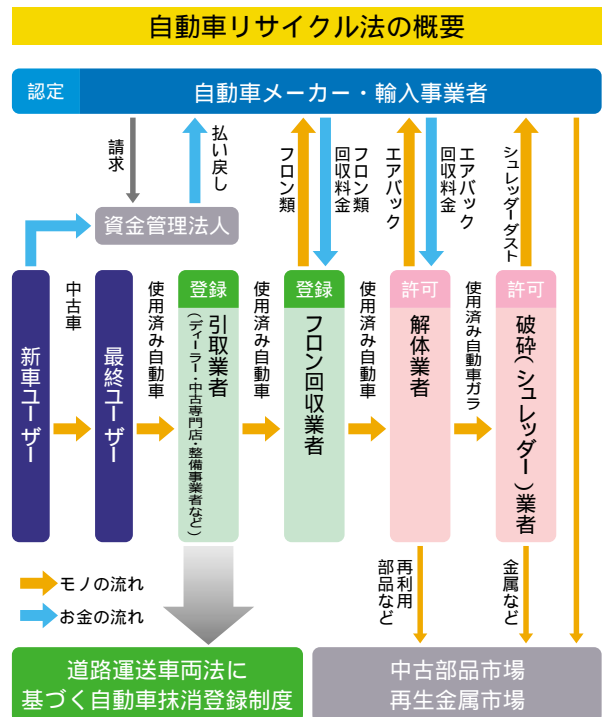
自動車リサイクル法の施行により、リサイクル料金の設定をメーカーへ委ねることで、差別化を目的とするメーカーがリサイクル率の高い自動車を開発したり、リサイクル料金の低減化を図ることが期待できること、リサイクル料金の前払により不法投棄の動機が小さくなること、

解体業者の許可制度の導入等により処理プロセスの透明化が図られること、等からリサイクル率は95%以上になるとみられます。

もっとも、このシステムを機能させる為に、ユーザーが事前に支払うリサイクル料の管理、事務手続き等を行う資金管理法人の設立、使用済み自動車の適正処理を管理するマニフェストの電子化、等が新たに想定されていますが、具体的な内容は施行までに決定されることとなっており、今後、透明性の高いシステムの構築が期待されます。

菰方 隆智

(注) 施行時点で販売済みの自動車については、所有者が施行後最初の車検時までに支払うことになる。



(資料) 経済産業省資料等を基に三重銀総研作成